

# 環境うえだ

## 回覧

令和3年 7月16日号  
生活環境部 生活環境課  
廃棄物対策課

ご存知ですか！？ **長野県はごみ排出量の少なさ日本一！！**

4月に環境省から発表があり、長野県は、平成26年から6年連続で1人1日当たりのごみ排出量が少ない都道府県1位になりました(県民1人当たりの1日の排出量816g)。 ※一般廃棄物処理実態調査 令和元年度実績

### 上田市は？

上田市の1人1日当たりのごみ排出量は、**770g**でした。

県内19市中 **第8位**

県内77市町村中 **第48位**

となっています。

(1位 東御市 547g )

(1位 川上村 295g )

### 目標値は？

(上田市ごみ処理基本計画)

1人1日当たりのごみ排出量  
令和元年度 **770g**

令和9年度 **673g**

97gの減少  
(レモン1個分)



### どう減らす？

#### 3Rの徹底

- ・リデュース(ごみを出さない)
- ・リユース(繰り返し使う)
- ・リサイクル(再生利用する)のための適正分別



#### 生ごみの減量化

生ごみは家庭で  
堆肥化！



- ・食材を**使い切る**
- ・料理を**食べきる**
- ・生ごみの**水を切る**



ごみの減量には、一人ひとりの意識・取り組みが欠かせません。  
これからも皆様のご協力をお願いします！！

再確認を！！

## ごみ収集車で火災発生

### 危険・有害ごみは

**燃やせないごみ(赤字の指定袋)には絶対に入れないでください！**

5月と6月にスマートフォンやスプレー缶、ライターが燃やせないごみ(赤字の指定袋)に混入していたことが原因とみられる、ごみ収集車からの発煙・火災事故が起きています。

危険・有害ごみは自治会の資源物回収または、ウィークエンドリサイクルへお出しいただき、燃やせないごみ(赤字の指定袋)には絶対に入れないで下さい。

危険・有害ごみとは・・・

- ・蛍光管
- ・電池(小型充電式電池)
- ・水銀体温計
- ・カセットボンベ
- ・スプレー缶
- ・ライター



入れない！

小型電気製品をごみとして出す場合は・・・

本体の中に電池類やバッテリーなどが入っていないかを再度ご確認ください！



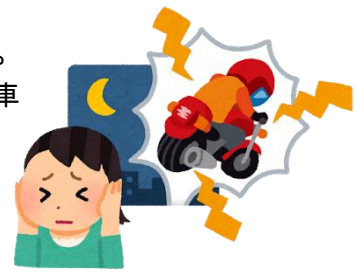
# ご近所に迷惑をかけていませんか？

## 「におい」、「音」 感じ方は、人それぞれです

最近、悪臭や騒音に関して住宅地での野焼きや楽器の音など、条例等による規制が難しい内容の案件が増えています。例えば、畑での野焼き、住宅街でのバーベキューの煙といった「におい」や、楽器の演奏音、大音量で聞く音楽、チェーンソーの作業音、犬の鳴き声、



深夜の住宅街でのしゃべり声、バイクや自動車の空ふかしといった「音」が、発生源として挙げられます。一般的に「気にならない」、「大丈夫」と思われる「におい」や「音」



でも、強さ、頻度、時間によっては、「悪臭」や「騒音」として感じられることがあります。また、自分にとっては、「良いにおい」、「心地よい音」でも、近隣住民の方々に迷惑をかけていることも考えられます。皆さんも、ご近所に一言声をかけるなど周囲への思いやりを持って生活しましょう。

# オオキンケイギクを駆除しましょう

## オオキンケイギクとは？

侵略的外来植物であるオオキンケイギクは、北米原産の多年草で、5月～7月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせます。強靱でよく育成することから、かつては工事の際の法面緑化に使用されたり、苗が販売されたりしていました。しかし、

旺盛すぎる繁殖力のため法律で、駆除すべき「特定外来生物」に指定され、法律で栽培や運搬等が規制されています。

参考：→

オオキンケイギクは「特定外来生物」- 環境省

[https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/pookinkeigiku\\_zenkok-u.pdf](https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/pookinkeigiku_zenkok-u.pdf)



## 見分け方

花びらの色は黄橙色で、花の中央部も同じ色。花びらの先端には不規則に4～5つのぎざぎざがある。コスモスによく似ていて直径5cm～7cm程度の頭状花が咲くが、開花時期が異なる。




葉は細長いへら状をしていて、幅は1cm程度。葉の両面に荒い毛が生えており、葉の周囲はなめらか（鋸歯がない）。花が似ている場合でも葉で見分けが付く場合が多い。

## 除草剤等の散布にご注意を！

春から夏にかけて、除草剤等の農薬を使用する機会が多くなりますが、取り扱いに十分注意してください。特に学校等の公共施設や、住宅地付近では、子供など住民への健康被害が生じないようできるだけ農薬を使用しない管理を心がけましょう。

### 除草剤等を使用する場合に守るべきこと

- 散布前に周囲の方へ知らせましょう。
- 散布区域に人が入らないよう対策を行いましょう。
- やむを得ず除草剤等を使用する場合は薬剤の飛散防止に努めましょう。
- ラベルに記載された内容を厳守して使用しましょう。
- 除草剤等に敏感な方に配慮しましょう。
- 残った除草剤の処分は、廃棄物対策課(22-0666)にご相談ください。
- 除草剤の容器、ふたにプラマークが付いている場合は、水ですすいだ後、よく乾燥させてからプラマーク付きプラスチックごみ袋(緑字の指定袋)に入れてお出してください。



## 自治会等での駆除方法

生育している場所の管理者に了解を得て、いつ駆除を行うかを回覧板や掲示板などでお知らせし、除去した植物は、少量の場合は丈夫な袋に入れ、しっかりと口を縛って保管し、速やかに自治体のゴミ収集日に出しましょう。多量の場合は、燃えるごみの減量化、自然に返すという観点から、その場で野積みとさせていただきます。



上田市役所(本庁)	生活環境課	23-5120
丸子地域自治センター	市民サービス課	42-1216
真田地域自治センター	市民サービス課	72-0154
武石地域自治センター	市民サービス課	85-2827